

「令和6年度輸入食品監視指導計画（案）」への意見

2024年2月21日
全大阪消費者団体連絡会

1. 検査率10%台の計画に

輸入食品の届出件数は2010年度に200万件台に到達し、2022年度は前年に続き約240万件台となった。輸入食品の届出件数に対する検査率は、2012年度10.2%（22.3万件）の後は10%未満で推移しており、2022年度8.4%（20.2万件）、2023年度上期8.5%（10.2万件・中間報告）となっている。検査件数は2011年度22.3万件から、2012年度以降は2万件前後減少している。違反件数は2014年以降1,000件を下回っているが、2022年度には国内の監視で14件の輸入食品違反事例が発生している。

違反輸入食品の国内流通をすべて排除する検査は不可能だが、できるだけ抑えることが消費者の期待であり、低下した検査率を10%台に引き上げる計画とすることを求める。

2. モニタリング検査の各検査項目の検査件数を減らさないこと

水産食品、水産加工食品、その他の食料品、飲料において前年計画より多い検査件数が設定されている一方で、総数10万件を維持しているために、それ以外の検査件数が減らされている。

少なくともすべての食品群の各検査項目において、増加を計画している件数は維持しつつ、昨年度の検査件数を下回るものについては昨年度の件数に戻して、本計画の目的である「輸入食品の一層の安全確保を図る」よう求める。

3. 食品監視員の増員を

2022年度の検疫所の食品監視員数は422人で、2018年度の420人からほとんど増えていない。輸入食品の増加及び検査計画数の引き上げに対応できるよう、検疫検査を担う食品監視員の人員増加を計画的に進めることを求める。

以上